

6 建築物でない路外駐車場に係る構造等基準

項	公共的施設の部分	構造等基準
1	出入口	<p>一以上の歩行者用の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、八十センチメートル以上であること。</p> <p>ロ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。</p>
2	駐車の用に供する部分	<p>1 1の表6の項第2号に定める構造の車椅子使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>2 車椅子使用者用駐車施設は、当該車椅子使用者用駐車施設から1の項に定める構造の出入口までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>